

令和4年3月2日

令和4年度適合判定基準

全国生コンクリート品質管理監査会議

1. 監査方法は減点法とし、各監査項目の減点数は、別表 令和4年度全国統一品質管理監査基準減点表に示す。

2. JISマーク表示認証を受けた製品を製造する工場（JISマーク表示認証工場）で、且つ、以下の場合を適合と判定する。
 - ①各監査項目の減点数の合計（トータル減点数）は、20点以下であること。
 - ②実地調査における C0101 材料の計量精度、C0201 圧縮強度、C0202 スランプ又はスランプフロー及び空気量、C0205 塩化物含有量の評価は、いずれも C 評価ではないこと。
 - ③A0301 コンクリート技士等、A0302 QMR、B1102 製品の適合性確認、B3104 セメント入荷時の確認、B3204 骨材入荷時の確認、B3205 貯蔵骨材の現認、B4405 強度検査、B5102 セメントの品種別貯蔵の評価は、いずれも C 評価ではないこと。

以上